

改正	昭和四四年	八月	八日	規則第一号	昭和四五年	一二月	一八日	規則第九四号
	昭和四六年	七月	二三日	規則第五三号	昭和四六年	九月	一日	規則第六九号
	昭和四七年	六月	二三日	規則第四五号	昭和四九年	一二月	一〇日	規則第八五号
	昭和五〇年	十一月	四日	規則第七一号	昭和五〇年	一二月	一日	規則第七六号
	昭和五一年	三月	二六日	規則第二一号	昭和五二年	四月	一日	規則第一五号
	昭和五三年	四月	一日	規則第一八号	平成元年	三月	三十一日	規則第三三号
	平成二年	一二月	一七日	規則第七〇号	平成三年	一〇月	一五日	規則第七八号
	平成五年	三月	三十一日	規則第二五号	平成八年	三月	二五日	規則第一四号
	平成八年	一〇月	一五日	規則第六一号	平成九年	三月	三十一日	規則第二九号
	平成一一年	十一月	一二日	規則第八一号	平成一六年	三月	二三日	規則第二七号
	平成一八年	三月	二八日	規則第三五号	平成二一年	七月	一七日	規則第六九号
	平成二五年	一二月	二七日	規則第八九号	平成三〇年	一二月	二八日	規則第七一号

千葉県立文化会館管理規則

題名改正〔平成二年規則七〇号〕

(趣旨)

第一条 この規則は、千葉県立文化会館の設置及び管理に関する条例（昭和四十一年千葉県条例第五十四号。以下「条例」という。）第十一条及び第十九条の規定により、千葉県立文化会館（以下「会館」という。）の管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成二年規則七〇号・一六年二七号・一八年三五号・二一年六九号〕

(指定管理者の指定の告示)

第二条 知事は、条例第五条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）の指定をしたときは、その旨を告示するものとする。

追加〔平成一八年規則三五号〕

(利用の申込み)

第三条 条例第七条の規定により会館の利用の承認を受けようとする者（以下「申込者」という。）は、千葉県立文化会館利用申込書（別記第一号様式）を指定管理者に提出しなければならない。

2 舞踏会、演劇会、音楽会、展示会その他これらに類する催物及び集會に会館を利用しようとする者は、前項の申込書に利用計画書その他指定管理者が定める書類を添付しなければならない。

3 第一項の申込書は、利用を開始しようとする日前十二月（青葉の森公園芸術文化ホールの施設及びその附属設備（以下「施設等」という。）のうちホール及び楽屋以外の施設等にあつては、二月）の日の属する月の初日から受け付けるものとする。ただし、指定管理者において相当の理由があり、かつ、会館の利用に支障がないと認めるときは、当該初日前から受け付けるものとする。

一部改正〔昭和五二年規則一五号・平成二年七〇号・五年二五号・八年一四号・一一年八一号・一六年二七号・一八年三五号〕

(点字による申込み)

第四条 前条第一項の規定にかかわらず、視覚障害者は、同項に規定する申込書に代えて当該申込書の様式に示された必要事項を点字により表記した文書により提出することができる。

追加〔平成九年規則二九号〕、一部改正〔平成一八年規則三五号〕

(利用の承認)

第五条 指定管理者は、会館の利用の申込みを承認したときは、千葉県立文化会館利用承認書（別記第二号様式）を申込者に交付するものとする。

一部改正〔昭和五二年規則一五号・平成二年七〇号・五年二五号・一六年二七号・一八年三五号〕

(利用の取消し及び変更の届出)

第六条 利用の承認を受けた者（以下「会館利用者」という。）が、その利用を取り消し、又はその内容を変更しようとするときは、直ちにその旨を指定管理者に届け出なければならない。

一部改正〔平成五年規則二五号・一六年二七号・一八年三五号〕

(会館利用者の義務)

第七条 会館利用者は、条例及びこの規則に定める事項を遵守するとともに、その徹底を図らなければならない。

2 会館利用者の義務の不履行による事故等の責任は、会館に帰することなく会館利用者の責任とする。

一部改正〔平成一六年規則二七号・一八年三五号〕

(附帯設備利用料の額)

第八条 条例別表第一千葉県文化会館の項附帯設備利用料の目額の範囲の欄の規則で定める額は、別表第一に掲げるとおりとする。

2 条例別表第二千葉県東総文化会館の項附帯設備利用料の目額の範囲の欄の規則で定める額は、別表第二のとおりとする。

3 条例別表第三千葉県南総文化ホールの項附帯設備利用料の目額の範囲の欄の規則で定める額は、別表第三のとおりとする。

4 条例別表第四青葉の森公園芸術文化ホールの項附帯設備利用料の目額の範囲の欄の規則で定める額は、別表第四のとおりとする。

全部改正〔平成一六年規則二七号〕、一部改正〔平成一八年規則三五号〕

(休館日)

第九条 会館の休館日は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 定期休館日 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する日に当たる場合は、その翌日）

二 年始休館日 一月一日から一月三日まで

三 年末休館日 十二月二十九日から十二月三十一日まで

四 臨時休館日 前各号に掲げるもののほか、知事の承認を受けて指定管理者が休館することを必要と認めた日

2 指定管理者は、前項第四号の規定により会館を休館しようとするときは、あらかじめその旨を会館を利用しようとする者の見やすい場所に掲示しなければならない。

3 指定管理者は、特に必要があると認めたときは、第一項に掲げる休館日であつても、知事の承認を受けて会館の全部又は一部を開館することができる。

全部改正〔平成二年規則七〇号〕、一部改正〔平成五年規則二五号・一六年二七号・一八年三五号〕

(暖房及び冷房実施期間)

第十条 会館の暖房及び冷房の実施期間は原則として、次のとおりとする。

暖房 十一月十五日から翌年の三月三十一日まで

冷房 六月一日から九月三十日まで

一部改正〔昭和五一年規則二一号・五二年一五号・平成五年二五号・一八年三五号〕

(会館の損傷等の届出)

第十一条 会館を損傷し、又は著しくよごした者は、直ちにその旨を指定管理者に届け出なければならない。

一部改正〔昭和五一年規則二一号・五二年一五号・平成五年二五号・一八年三五号〕

(入場の制限)

第十二条 指定管理者及び会館利用者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を拒絶し、又は退館を命ずることができる。

一 めいてい者又は伝染病の病気のおそれがあると認められる者

二 旗を掲げ、物を投げ、又は放歌する等騒じよう又は示威にわたる行為をする者

三 会館の周囲において、通行の妨害をし、又は会館に入場しようとする者に危害を及ぼす等迷惑になる行為をする者

四 定められた場所以外で喫煙し、又は火気を使用する者

五 会館内において正当な理由がなく銃器、凶器、爆発物その他の危険物類を所持している者又は会館内にこれらを持ち込もうとする者

- 六 指定管理者が立ち入りを禁止した区域に立ち入っている者又は立ち入ろうとする者
- 七 許可なく会館の施設を利用する者
- 八 その他管理上必要な指示に従わない者

一部改正〔昭和五〇年規則七六号・五一年二一号・五二年一五号・平成五年二五号・一六年二七号・一八年三五号〕

(知事が管理する場合の特例)

第十三条 条例第十六条第一項の規定により知事が会館の管理の業務の全部又は一部を行う場合において、当該業務に第三条、第五条、第六条、第九条、第十一条若しくは前条に規定する業務又は条例第十六条第四項本文の規定による使用料の徴収のいずれかが含まれるときにおける第三条、第五条、第六条、第九条、第十一条、前条、別表第一から別表第四まで及び別記様式の規定の適用については、第三条、第五条、第六条、第九条第二項及び第三項、第十一条並びに前条中「指定管理者」とあるのは「知事」と、第九条第一項第四号中「知事の承認を受けて指定管理者」とあるのは「知事」と、同条第三項中「知事の承認を受けて会館」とあるのは「会館」と、別表第一から別表第四までの規定中「利用料金」とあるのは「使用料」と、別記様式中「指定管理者」とあるのは「千葉県知事」と、「利用料金」とあるのは「使用料」とする。

2 条例第十六条第一項の規定により知事が管理の業務の全部又は一部を行う場合であつて、当該業務に第三条に規定する業務が含まれるときにおいては、知事が当該業務を行うこととなつた日において現に同条第一項の規定により指定管理者に対して行つている利用の申込みは、当該日以後においては、前項の規定により読み替えて適用する同条第一項の規定により知事に対して行つている利用の申込みとみなす。

3 条例第十六条第一項の規定により知事が管理の業務の全部又は一部を行つた後指定管理者が当該業務を行うこととなつた場合においては、指定管理者が当該業務を行うこととなつた日において現に第一項の規定により読み替えて適用する第三条第一項の規定により知事に対して行つている利用の申込みは、当該日以後においては、同項の規定により指定管理者に対して行つている利用の申込みとみなす。

追加〔平成二一年規則六九号〕

(委任)

第十四条 この規則に定めるもののほか、会館の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

追加〔平成一八年規則三五号〕、一部改正〔平成二一年規則六九号〕

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四十四年八月八日規則第六十一号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四十五年十二月十八日規則第九十四号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四十六年七月二十三日規則第五十三号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四十六年九月一日規則第六十九号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四十七年六月二十三日規則第四十五号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四十九年十二月十日規則第八十五号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五十年十一月四日規則第七十一号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五十年十二月一日規則第七十六号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五十一年三月二十六日規則第二十一号抄)

(施行期日)

1 この規則は、昭和五十一年四月一日から施行する。

附 則（昭和五十二年四月一日規則第十五号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十三年四月一日規則第十八号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年三月三十一日規則第三十三号）

この規則は、平成元年四月一日から施行する。

附 則（平成二年十二月十七日規則第七十号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第一条中千葉県文化会館管理規則第七条の改正規定（千葉県東総文化会館に係る部分に限る。）は、平成三年六月一日から施行する。

附 則（平成三年十月十五日規則第七十八号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成五年三月三十一日規則第二十五号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成五年四月一日から施行する。
（青葉の森公園芸術文化ホール管理規則の廃止）
- 2 青葉の森公園芸術文化ホール管理規則（平成四年千葉県規則第五十九号）は、廃止する。
（経過措置）
- 3 この規則の施行の日の前日までにこの規則による改正前の千葉県立文化会館管理規則（以下「改正前の規則」という。）及びこの規則による廃止前の青葉の森公園芸術文化ホール管理規則（以下「廃止前の規則」という。）の規定により交付されている承認書等は、この規則の相当規定により交付されたものとみなす。
- 4 この規則の施行の日の前日までに改正前の規則及び廃止前の規則の規定により提出されている申請書等は、この規則の相当規定により提出されたものとみなす。

附 則（平成八年三月二十五日規則第十四号）

この規則は、平成八年四月一日から施行する。

附 則（平成八年十月十五日規則第六十一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成九年三月三十一日規則第二十九号）

この規則は、平成九年四月一日から施行する。

附 則（平成十一年十一月十二日規則第八十一号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、別記第一号様式の改正規定は、平成十二年一月一日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則（別記第一号様式の改正規定に限る。）の施行日前に、改正前の千葉県立文化会館管理規則の規定により作成した用紙は、同日以後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成十六年三月二十三日規則第二十七号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成十六年四月一日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則の施行日前に、改正前の千葉県立文化会館管理規則の規定により調製した用紙は、同日以後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成十八年三月二十八日規則第三十五号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、附則第三項及び第四項の規定は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則の施行前に、改正前の千葉県立文化会館管理規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(準備行為)

- 3 改正後の千葉県立文化会館管理規則（以下「改正後の規則」という。）第二条の規定による指定管理者の指定をした旨の告示は、この規則の施行前においても行うことができる。
- 4 前項の規定により指定管理者の指定をした旨の告示を行う場合の改正後の規則第二条の規定の適用については、同条中「条例」とあるのは、「千葉県立文化会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（平成十七年千葉県条例第八十六号）による改正後の条例」とする。

附 則（平成二十一年七月十七日規則第六十九号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十五年十二月二十七日規則第八十九号）

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則（平成三十年十二月二十八日規則第七十一号）

この規則は、平成三十一年十月一日から施行する。

別表第一（第八条第一項）

利用料金の名称	区分	単位	額		
千葉県文化会館附帯設備利用料	舞台設備	講演台	一卓	千二百九十円	
		司会台	一卓	四百六十円	
		指揮用譜面台	一台	四百六十円	
		楽団員用譜面台	一台	二百二十円	
		オーケストラ用ひな壇	一式	七千八百九十円	
		山台	二尺	一枚	百五十円
			三尺	一枚	二百二十円
			四尺	一枚	六百三十円
			六尺	一枚	七百九十円
		仮花道（所作台、揚幕及び鳥（と）屋囲を含む。）	一式	七千八百九十円	
		反響板	大ホール用	一式	一万三千二百円
			小ホール・大練習室用（移動式）	一台	六百三十円
		指揮台	一台	四百六十円	
		椅子（大ホール又は小ホールに使用の場合）	一脚	七十円	
		緋（ひ）毛せん	一枚	千二百九十円	
		地がすり（厚手）	一枚	二千六百十円	
		上敷ござ	一枚	四百六十円	
		長座布団	一枚	二百二十円	
		びょうぶ	一双	二千六百十円	
		所作台	一枚	四百六十円	
		松羽目	一式	二千六百十円	
		浅黄幕	一枚	千二百九十円	
		紅白幕	一枚	千二百九十円	
		紗（しや）幕	一枚	三千九百三十円	
		オーケストラピット	一基	七千八百九十円	
		迫（せ）り	一基	五千二百五十円	
能舞台	一式	五万二千八百円			
大太鼓	一台	千二百九十円			
木頭	一組	百五十円			

	付け板	一式	百五十円	
	振落竹	一式	七百九十円	
	日本舞踊囲	一式	二千六百十円	
	机（大ホール又は小ホールに使用の場合）	一卓	七十円	
	花台	一卓	百五十円	
	黒板（大ホール又は小ホールに使用の場合）	一台	百五十円	
	バレエ用シート	一枚	三百円	
照明器具	Aセット（大ホール用） ボーダーライト フロントサイド（一キロワット十六台） シーリングライト（一キロワット六台）	一式	一万五千八百十円	
	Bセット（大ホール用） ボーダーライト フロントサイド（一キロワット三十二台） サススポット（一キロワット三十台） シーリング（一キロワット十二台）	一式	二万三千七百三十円	
	Cセット（小ホール用） ボーダーライト アッパーホリゾンライト フロントサイド（一キロワット八台） シーリング（一キロワット八台）	一式	六千六百円	
	フットライト	大ホール用	一列	千二百九十円
		小ホール用	一列	四百六十円
	ボーダーライト	大ホール用	一列	千二百九十円
		小ホール用	一列	四百六十円
	花道用フットライト		一列	四百六十円
	アッパーホリゾンライト	大ホール用	一列一色	千六百三十円
		小ホール用	一列一色	七百九十円
	ローアホリゾンライト		一列一色	四百六十円
	ストリップライト		一本	二百二十円
	スポットライト	○・五キロワット	一台	二百二十円
		一キロワット	一台	四百六十円
		一・五キロワット	一台	七百九十円
	ハイスタンド		一本	百五十円
	タワースタンド		一台	四百六十円
	先玉		一個	二百二十円
	クセノンアークピンスポットライ	大ホール用	一台	六千六百円
		小ホール用	一台	三千三百円

	ト				
	カッターピンスポットライト	一台		千二百九十円	
	照明効果器	一台		千六百三十円	
	ミラーボール	一個		千二百九十円	
	ストロボ	一台		三千九百三十円	
	オーバーヘッドプロジェクター	一台		二千六百十円	
	カラーフィルター			実費	
	持込器具	電源一キロワットにつき		二百二十円	
音響装置	テープレコーダー	録音用	一台	二千六百十円	
		再生用	一台	千二百九十円	
	ステレオテープレコーダー	録音用	一台	七千八百九十円	
		再生用	一台	二千六百十円	
	ステレオカセットテープレコーダー	録音用	一台	二千六百十円	
		再生用	一台	千二百九十円	
	デジタルオーディオテープレコーダー	録音用	一台	二千六百十円	
		再生用	一台	千二百九十円	
	レコードプレーヤー	一台		二千百円	
	コンパクトディスクプレーヤー	一台		二千百円	
	二点ぶりマイクロホン装置	一式		千二百九十円	
	三点ぶりマイクロホン装置	一式		千二百九十円	
	エレベーターマイクロホン装置	一本		千二百九十円	
	ワイヤレスマイクロホン	一チャンネル		三千九百三十円	
	コンデンサーマイクロホン	一本		二千六百十円	
	ステレオコンデンサーマイクロホン	一本		七千八百九十円	
	ベロシティーマイクロホン	一本		千六百三十円	
	ダイナミックマイクロホン	一本		七百九十円	
	ダイナミックマイクロホン（音楽用）	一本		二千百円	
	マイクロホンスタンド	一本		三百八十円	
	卓上スタンド	一本		二百二十円	
	拡声装置	大ホール用（出力六百ワット）	一式		三千九百三十円
			一式		千二百九十円
		補助拡声装置（出力六十ワット）	一基		千二百九十円
			一台		千二百九十円
		音響効果器	一台		千二百九十円
中継設備	音響中継設備	一式		五千二百五十円	
	中継室	一式		二千六百十円	
	持込器具	電源一キロ		二百二十円	

			ワットにつき	
ピアノ	スタインウェイフルコン	一台		一万三千二百円
	ヤマハフルコン	一台		五千二百五十円
	ヤマハセミコン	一台		二千六百十円
	国産アップライト	一台		千二百九十円
	ピアノ調律料			実費
映写設備	映写装置	一回		一万五百三十円
	スクリーン	一回		二千六百十円
	スライドプロジェクター	一回		二千六百十円

追加〔平成一六年規則二七号〕、一部改正〔平成一八年規則三五号・二五年八九号・三〇年七一号〕

別表第二（第八条第二項）

利用料金の名称	区分	単位	額		
千葉県東総文化会館附帯設備利用料	舞台設備	講演台	一卓	千二百九十円	
		司会台	一卓	四百六十円	
		指揮用譜面台	一台	四百六十円	
		楽団員用譜面台	一台	二百二十円	
		山台	二尺	一枚	百五十円
			三尺	一枚	二百二十円
			四尺	一枚	六百三十円
			六尺	一枚	七百九十円
		仮花道（所作台、揚幕及び鳥（と）屋囲を含む。）	一式		七千八百九十円
		反響板	大ホール用	一式	一万三千二百円
			小ホール用（移動式）	一台	六百三十円
		指揮台	一台	四百六十円	
		椅子（大ホール又は小ホールに使用の場合）	一脚		七十円
		毛せん	一枚		千二百九十円
		地がすり（厚手）	一枚		二千六百十円
		上敷ござ	一枚		四百六十円
		長座布団	一枚		二百二十円
		びょうぶ	一双		二千六百十円
		所作台	一枚		四百六十円
		松羽目	一式		二千六百十円
		浅黄幕	一枚		千二百九十円
		紅白幕	一枚		千二百九十円
		大太鼓	一台		千二百九十円
		振落竹	一式		七百九十円
机（大ホール又は小ホールに使用の場合）	一卓		七十円		
花台	一卓		百五十円		
黒板（大ホール又は小ホールに使用	一台		百五十円		

	の場合)			
	バレエ用シート	一枚	三百円	
照明器具	Aセット（大ホール用） ボーダーライト フロントサイド（一キロワット十六台） シーリングライト（一キロワット六台）	一式	一万五千八百十円	
	Bセット（大ホール用） ボーダーライト フロントサイド（一キロワット三十二台） サススポット（一キロワット三十台） シーリング（一キロワット十二台）	一式	二万三千七百三十円	
	Cセット（小ホール用） ボーダーライト アッパーホリゾントライト フロントサイド（一キロワット八台） シーリング（一キロワット八台）	一式	六千六百円	
	フットライト	大ホール用	一列	千二百九十円
		小ホール用	一列	四百六十円
	ボーダーライト	大ホール用	一列	千二百九十円
		小ホール用	一列	四百六十円
	アッパーホリゾントライト	大ホール用	一列一色	千六百三十円
		小ホール用	一列一色	七百九十円
	ロアーホリゾントライト	一列一色	四百六十円	
	ストリップライト	一本	二百二十円	
	スポットライト	〇・五キロワット	一台	二百二十円
		一キロワット	一台	四百六十円
		一・五キロワット	一台	七百九十円
		二キロワット	一台	千四百四十円
	ハイスタンド	一本	百五十円	
	先玉	一個	二百二十円	
	クセノンピンスポットライト	大ホール用	一台	六千六百円
		小ホール用	一台	三千三百円
	カッターピンスポットライト	一台	千二百九十円	
	照明効果器	一台	千六百三十円	
	ミラーボール	一個	千二百九十円	
	ストロボ	一台	三千九百三十円	
オーバーヘッドプロジェクター	一台	二千六百十円		
カラーフィルター		実費		
持込器具	電源一キロワットにつ		二百二十円	

音響装置	テープレコーダー	録音用	一台	二千六百十円	
		再生用	一台	千二百九十円	
	ステレオテープレコーダー	録音用	一台	七千八百九十円	
		再生用	一台	二千六百十円	
	ステレオカセットテープレコーダー	録音用	一台	二千六百十円	
		再生用	一台	千二百九十円	
	レコードプレーヤー		一台	二千百円	
	コンパクトディスクプレーヤー		一台	二千百円	
	三点つりマイクロホン装置		一式	千二百九十円	
	エレベーターマイクロホン装置		一本	千二百九十円	
	ワイヤレスマイクロホン		一チャンネル	三千九百三十円	
	コンデンサーマイクロホン		一本	二千六百十円	
	ステレオコンデンサーマイクロホン		一本	七千八百九十円	
	ベロシティマイクロホン		一本	千六百三十円	
	ダイナミックマイクロホン		一本	七百九十円	
	ダイナミックマイクロホン（音楽用）		一本	二千百円	
	マイクロホンスタンド		一本	三百八十円	
	卓上スタンド		一本	二百二十円	
	拡声装置	大ホール用		一式	三千九百三十円
				一式	千二百九十円
		補助拡声装置		一基	千二百九十円
		補助調整卓		一台	千二百九十円
		音響効果器		一台	千二百九十円
		ノイズゲート		一チャンネル	千二百九十円
		ディレーマシン		一チャンネル	千二百九十円
持込器具			電源一キロワットにつき	二百二十円	
ピアノ	スタインウェイフルコン		一台	一万三千二百円	
	ベーゼンドルファーフルコン		一台	一万三千二百円	
	ヤマハフルコン		一台	五千二百五十円	
	ピアノ調律料			実費	
映写設備	映写装置	三十五ミリ	一回	一万四千百六十円	
		十六ミリ	一回	一万五百三十円	
	スクリーン		一回	二千六百十円	
	スライドプロジェクター		一回	二千六百十円	

追加〔平成一六年規則二七号〕、一部改正〔平成一八年規則三五号・二五年八九号・三〇年七一号〕

別表第三（第八条第三項）

利用料金の	区分	単位	額
-------	----	----	---

名称				
千葉県南総文化ホール 附帯設備利用料	舞台設備	講演台	一卓 千二百九十円	
		司会台	一卓 四百六十円	
		指揮用譜面台	一台 四百六十円	
		楽団員用譜面台	一台 二百二十円	
		オーケストラ用ひな壇	一式 七千八百九十円	
		山台	二尺	一枚 百五十円
			三尺	一枚 二百二十円
			四尺	一枚 六百三十円
			六尺	一枚 七百九十円
		仮花道（所作台、揚幕及び鳥（と）屋囲を含む。）	一式 七千八百九十円	
		反響板	大ホール用	一式 一万三千二百円
			小ホール用	一式 六千六百円
		指揮台	一台 四百六十円	
		椅子（大ホール又は小ホールにおいて使用する場合）	一脚 七十円	
		緋（ひ）毛せん	一枚 千二百九十円	
		地がすり（厚手）	一枚 二千六百十円	
		上敷ござ	一枚 四百六十円	
		長座布団	一枚 二百二十円	
		びょうぶ	一双 二千六百十円	
		所作台	一枚 四百六十円	
		松羽目	一式 二千六百十円	
		浅黄幕	一枚 千二百九十円	
		紅白幕	一枚 千二百九十円	
		紗（しや）幕	一枚 三千九百三十円	
		オーケストラピット	一基 七千八百九十円	
		能舞台	一式 五万二千八百円	
		大太鼓	一台 千二百九十円	
		木頭	一組 百五十円	
	付け板	一式 百五十円		
	振落竹	一式 七百九十円		
	机（大ホール又は小ホールにおいて使用する場合）	一卓 七十円		
	花台	一卓 百五十円		
	黒板（大ホール又は小ホールにおいて使用する場合）	一台 百五十円		
	バレエ用シート	一枚 三百円		
	照明器具	Aセット（大ホール用） ボーダーライト フロントサイドライト（一キロワット十六台） シーリングライト（一キロワット六台）	一式 一万五千八百十円	
		Bセット（大ホール用） ボーダーライト フロントサイドライト（一キロワット十六台）	一式 二万三千七百三十円	

	ット三十二台) サスペンションライト (一キロワ ット三十台) シーリングライト (一キロワット 十二台)			
	Cセット (小ホール用) ボーダーライト アッパーホリゾン ット八台) シーリングライト (一キロワット 八台)	一式	六千六百円	
フットライ ット	大ホール用	一列	千二百九十円	
	小ホール用	一列	四百六十円	
ボーダーラ イト	大ホール用	一列	千二百九十円	
	小ホール用	一列	四百六十円	
花道用フットライト		一列	四百六十円	
アッパーホ リゾントラ イト	大ホール用	一列一色	千六百三十円	
	小ホール用	一列一色	七百九十円	
ローアホリゾン ットライト		一列一色	四百六十円	
ストリップライト		一本	二百二十円	
スポットラ イト	○・五キロワット	一台	二百二十円	
	一キロワット	一台	四百六十円	
	一・五キロワット	一台	七百九十円	
ハイスタンド		一本	百五十円	
タワースタンド		一台	四百六十円	
先玉		一個	二百二十円	
クセノンピ ンスポット ライト	大ホール用	一台	六千六百円	
	小ホール用	一台	三千三百円	
カッターピンスポットライト		一台	千二百九十円	
照明効果器		一台	千六百三十円	
ミラーボール		一個	千二百九十円	
ストロボ		一台	三千九百三十円	
オーバーヘッドプロジェクター		一台	二千六百十円	
カラーフィルター			実費	
持込器具		電源一キロ ワットにつ き	二百二十円	
音響装置	テープレコ ーダー	録音用	一台	二千六百十円
		再生用	一台	千二百九十円
	ステレオテ ープレコ ーダー	録音用	一台	七千八百九十円
		再生用	一台	二千六百十円
	ステレオカ セットテー	録音用	一台	二千六百十円
		再生用	一台	千二百九十円

	プレコーダー			
	デジタルオーディオテープレコーダー	録音用	一台	二千六百十円
		再生用	一台	千二百九十円
	レコードプレーヤー		一台	二千百円
	コンパクトディスクプレーヤー		一台	二千百円
	三点つりマイクロホン装置		一式	千二百九十円
	エレベーターマイクロホン装置		一本	千二百九十円
	ワイヤレスマイクロホン		一チャンネル	三千九百三十円
	コンデンサーマイクロホン		一本	二千六百十円
	ステレオコンデンサーマイクロホン		一本	七千八百九十円
	ベロシティーマイクロホン		一本	千六百三十円
	ダイナミックマイクロホン		一本	七百九十円
	ダイナミックマイクロホン（音楽用）		一本	二千百円
	マイクロホンスタンド		一本	三百八十円
	卓上スタンド		一本	二百二十円
	拡声装置	大ホール用	一式	三千九百三十円
		小ホール用	一式	千二百九十円
		補助拡声装置	一基	千二百九十円
		補助調整卓	一台	千二百九十円
		音響効果器	一台	千二百九十円
		持込器具	電源一キロワットにつき	
ピアノ	スタインウェイフルコン		一台	一万三千二百円
	ヤマハフルコン		一台	五千二百五十円
	ヤマハセミコン		一台	二千六百十円
	ピアノ調律料			実費
映写設備	映写装置		一回	一万五百三十円
	スクリーン		一回	二千六百十円
	スライドプロジェクター		一回	二千六百十円

追加〔平成一六年規則二七号〕、一部改正〔平成一八年規則三五号・二五年八九号・三〇年七一号〕

別表第四（第八条第四項）

利用料金の名称	区分		単位	額
青葉の森公園芸術文化ホール附帯設備利用料	舞台設備	講演台	一卓	千二百九十円
		司会台	一卓	四百六十円
		指揮用譜面台	一台	四百六十円
		楽団員用譜面台	一台	二百二十円
		オーケストラ用ひな壇	一式	七千八百九十円
		山台		
		二尺	一枚	百五十円
		三尺	一枚	二百二十円
	四尺	一枚	六百三十円	

	六尺	一枚	七百九十円	
	仮花道（所作台、揚幕及び鳥（と）屋囲を含む。）	一式	七千八百九十円	
	反響板	一式	一万三千二百円	
	指揮台	一台	四百六十円	
	椅子（ホールにおいて使用する場合）	一脚	七十円	
	緋（ひ）毛せん	一枚	千二百九十円	
	地がすり	一枚	二千六百十円	
	上敷ござ	一枚	四百六十円	
	座布団	一枚	二百二十円	
	びょうぶ	一双	二千六百十円	
	所作台	一枚	四百六十円	
	松羽目	一式	二千六百十円	
	浅黄幕	一枚	千二百九十円	
	紅白幕	一枚	千二百九十円	
	紗（しや）幕	一枚	三千九百三十円	
	オーケストラピット	一基	七千八百九十円	
	迫（せ）り	一基	五千二百五十円	
	能舞台	一式	五万二千八百円	
	能舞台組立・解体	一式	実費	
	太鼓	一台	千二百九十円	
	振落竹	一式	七百九十円	
	机（ホールにおいて使用する場合）	一卓	七十円	
	花台	一卓	百五十円	
	黒板（ホールにおいて使用する場合）	一台	百五十円	
	バレエ用シート	一枚	三百円	
照明器具	Aセット ボーダーライト フロントサイド（一キロワット十六台） シーリングライト（一キロワット六台）	一式	一万五千八百十円	
	Bセット ボーダーライト フロントサイド（一キロワット三十二台） サススポット（一キロワット三十台） シーリングライト（一キロワット十二台）	一式	二万三千七百三十円	
	フットライト	一列	千二百九十円	
	ボーダーライト	一列	千二百九十円	
	花道用フットライト	一列	四百六十円	
	アッパーホリゾンライト	一列一色	千六百三十円	
	ローアホリゾンライト	一列一色	四百六十円	
	ストリップライト	一本	二百二十円	
	スポットライト	○・五キロワット	一台	二百二十円
		一キロワット	一台	四百六十円

		一・五キロワット	一台	七百九十円	
		ハイスタンド	一本	百五十円	
		タワースタンド	一台	四百六十円	
		先玉	一個	二百二十円	
		クセノンピンスポットライト	一台	六千六百円	
		照明効果器	一台	千六百三十円	
		ミラーボール	一個	千二百九十円	
		ストロボ	一台	三千九百三十円	
		オーバーヘッドプロジェクター	一台	二千六百十円	
		カラーフィルター		実費	
		持込器具	電源一キロワットにつき	二百二十円	
音響装置	ステレオテープレコーダー	録音用	一台	七千八百九十円	
		再生用	一台	二千六百十円	
	ステレオカセットテープレコーダー	録音用	一台	二千六百十円	
		再生用	一台	千二百九十円	
	デジタルオーディオテープレコーダー	録音用	一台	二千六百十円	
		再生用	一台	千二百九十円	
		レコードプレーヤー	一台	二千百円	
		コンパクトディスクプレーヤー	一台	二千百円	
		三点つりマイクロホン装置	一式	千二百九十円	
		エレベーターマイクロホン装置	一本	千二百九十円	
		ワイヤレスマイクロホン	一チャンネル	三千九百三十円	
		コンデンサーマイクロホン	一本	二千六百十円	
		ステレオコンデンサーマイクロホン	一本	七千八百九十円	
		ベロシティーマイクロホン	一本	千六百三十円	
		ダイナミックマイクロホン	一本	七百九十円	
		ダイナミックマイクロホン（音楽用）	一本	二千百円	
		マイクロホンスタンド	一本	三百八十円	
		卓上スタンド	一本	二百二十円	
		拡声装置	ホール用	一式	三千九百三十円
			補助拡声装置	一基	千二百九十円
	補助調整卓		一台	千二百九十円	
	音響効果器		一台	千二百九十円	
	持込器具		電源一キロワットにつき	二百二十円	
ピアノ		スタインウェイフルコン	一台	一万三千二百円	
		ヤマハフルコン	一台	五千二百五十円	
		ヤマハセミコン	一台	二千六百十円	
		ピアノ調律料		実費	

映写設備	映写装置	一回	一万五百三十円
	スクリーン	一回	二千六百十円
	スライドプロジェクター	一回	二千六百十円

追加〔平成一六年規則二七号〕、一部改正〔平成一八年規則三五号・二五年八九号・三〇年七一号〕

別 記

第一号様式

(第三条第一項)

全部改正〔平成3年規則78号〕、一部改正〔平成5年25号・8年61号・11年81号・16年27号・18年35号〕

第二号様式

(第五条)

全部改正〔平成3年規則78号〕、一部改正〔平成5年規則25号・8年61号・16年27号・18年35号〕